

令和元年 6 月 3 日
財 務 局

喫煙所の閉鎖について

健康増進法の改正（令和元年 7 月 1 日一部施行）に伴い、行政機関の庁舎については敷地内禁煙となることから、都庁舎の喫煙所は**令和元年 6 月 28 日(金)**をもって全て閉鎖いたします。

来庁者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【 閉鎖となる都庁舎内喫煙所 】

- ◆ 第一本庁舎 3 階北側
- ◆ 第一本庁舎 2 階南側 出口脇（ふれあいモール）
- ◆ 第二本庁舎 2 階北側 出口脇（ふれあいモール）
- ◆ 第二本庁舎 1 階北側 及び 3 階中央
- ◆ 東京都議会議事堂 地下 1 階 南側出口正面

（問い合わせ先）財務局建築保全部庁舎管理課

電話 03-5388-2763（直通）